

(Ⅻ) 全国推進事業

第1 趣旨

要綱第2の1の(8)の全国推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

- 1 要綱別表2の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める協議会とは、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められているものとする。
- 2 農業生産工程管理体制構築事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、農業生産工程管理(GAP)(以下「GAP」という。)データベースの管理・運営に関する十分な知識のある者が参画している全国的な団体とする。
- 3 地産地消費普及拡大事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているものとする。
- 4 高度環境制御施設普及・拡大事業
 - (1) モデルハウス型拠点推進事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、以下のアからウまでの要件を全てを満たすものとする。
 - ア 植物工場における野菜等の生産コストの縮減に向けた技術の実証、展示及び植物工場における生産と経営を担う人材の育成のための研修を行う拠点施設を整備していること。
 - イ 拠点施設は、野菜等の周年・計画生産が可能な機能を有していること。
 - ウ 太陽光利用型植物工場又は完全人工光利用型植物工場を含む施設園芸について幅広い知見を有していること。
 - (2) 環境整備・人材育成事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、以下のア及びイの全ての要件を満たすものとする。
 - ア 太陽光利用型植物工場及び完全人工光利用型植物工場を含む施設園芸について幅広い知見を有していること。
 - イ 施設園芸に関連する事業者及び研究者等とのネットワークを有する全国的な団体であること。
- 5 普及活動情報基盤整備事業
 - (1) 普及情報ネットワークシステム整備運営の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、農業、協同農業普及事業、情報システムに関する知見及び国、都道府県の普及組織、試験研究機関等と連携し、農業、協同農業普及事業、普及指導活動に関して情報収集等の活動を行う能力を有し、かつ、活動の成果をデータベース化し、インターネットを利用した情報提供を行うシステムとその運営を行う能力を有する全国的な団体とする。
 - (2) 広域連携・活動支援システムの構築の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、農業、協同農業普及事業、情報システムに関する知見及び国、都道府県の普及組織、試験研究機関等と連携し、農業、協同農業普及事業、普及指

導活動に関して情報収集等の活動を行う能力を有し、広域連携・活動支援を行うためのインターネットを利用した情報提供を行うシステムとその運営を行う能力を有する全国的な団体とする。

6 革新的農業技術習得支援事業

(1) 研修ニーズ調査等の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、革新的な農業技術及び生産現場における技術的課題等について調査・分析を行える能力を有していること。

(2) 革新的農業技術に関する研修を実施する事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、研修課題に対し、技術的能力を有し、適切に研修の実施を行える団体とする。

7 乳業再編整備促進事業

乳業再編の手法に関する十分な知識のある専門家が参画している全国的な団体であって、適切な財政基盤、経理処理能力を有している団体であること

8 ニュービジネス育成・強化支援事業の事業実施主体は、要綱別表2に定める事業実施主体であって、代表者、組織及び運営について会則が策定されており、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している団体とする。

第3 事業実施手続

1 要綱第5の1の(4)に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記様式1号により行うものとする。

2 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助事業費又は事業量の3割を超える変更をいうものとする。

3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式3号により、生産局長に提出するものとする。

4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

5 3のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の4に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果及び成果等について、別記様式2号により、行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第5 事業の評価

1 要綱第7の8に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第4号により作成し、7月末日までに行うものとする。

2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第6号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第6 事業の内容

要綱別表2の事業種類の欄に掲げる事業で実施できる取組は、地区推進事業の取組に資するもので、次のとおりとする。

1 農業生産工程管理体制構築事業

本事業においては、GAPを導入する生産者や生産者団体、GAPの指導者等の取組を支援するため、GAPガイドラインに則したGAPの導入効果等に関するデータベース（以下「データベース」という。）の構築に係る以下の取組を実施するものとする。

(1) データベースの構築について検討するための協議会の開催等

(2) データベースの構築に必要な調査・分析

GAPガイドラインに則したGAPの導入事例を調査し、定量的な分析を含めること。

(3) データベースの作成

2 地産地消普及拡大事業

地産地消の優れた取組を全国に普及・拡大するため、以下の取組を実施するものとする。

(1) 外部有識者等をもって構成する企画検討委員会を開催し、(2)及び(3)の取組内容等を検討するものとする。

(2) 事例調査・提供

ア 地産地消活動についての優良事例等に係る調査・分析

イ アの調査・分析を踏まえた成果検討会等の開催による事例の提供

ウ 地域特産物の産地育成に必要な知識を有し、産地育成を支援するのに適した人材の登録及び派遣並びに産地育成に係るノウハウ及び地域特産物の持つ多様性の普及活動を行う。

(3) 人材育成・派遣

ア 地産地消活動を円滑に進めるためのコーディネーターを育成するため、以下の内容について講習会を開催する。

(ア) 直売施設の経営強化について

(イ) 学校給食関係者、外食業者、観光業者等、地域関係者との連携活動の強化について

イ 地産地消の優良な活動を行っており、各地の地産地消のさらなる発展のために活躍が期待されるコーディネーター（以下「優良コーディネーター」という。）の活動内容やノウハウを普及するため、以下の取組を実施する。

(ア) 優良コーディネーター及び有識者による活動成果検討会の開催

(イ) 優良コーディネーターの現地への派遣

a 優良コーディネーター及び必要に応じて有識者の参画する現地検討会を開催する。

b 地産地消の推進に取り組む地域からの要望に応じて優良コーディネーターを派遣する。

ウ 普及啓発資料を作成する。

3 高度環境制御施設普及・拡大事業

植物工場をはじめとする高度環境制御施設における野菜等の生産コストの縮減に向けた栽培管理技術等の実証や、植物工場等の栽培や経営を担う人材育成等を図るとともに、植物工場等の普及・拡大の推進における環境整備を行うために、次の取組を行うものとする。

(1) モデルハウス型拠点推進事業

植物工場等の拠点施設において、生産コスト縮減のための技術の実証・展示や植物工場等の運営を担う人材育成等を図るため、次の取組を行うものとする。

ア 運営・評価検討会の開催

技術の実証や研修に係る運営方針の決定、実証内容の評価等を行うために、事業実施主体及び外部の有識者等で構成される運営・評価検討会を開催する。

イ 拠点施設の運営管理

実証参画機関が実施する技術実証等の進捗状況の把握、実証参画機関に対する指導・監督及び拠点施設の適切な管理を実施する。

ウ 研修の実施

植物工場等において適切な栽培管理や経営等を行う人材を育成するための研修を実施する。

エ 普及展示の実施

拠点施設の見学者等に対し、植物工場の特徴や技術を解説するための普及展示を実施する。

(2) 環境整備・人材育成事業

植物工場をはじめとする高度な施設園芸の普及・拡大に向け、植物工場等の設置コストの縮減に向けた施設・装置の標準化、植物工場等で生産された農産物の需要拡大に向けた消費者へのPR等を行うことにより、植物工場等の普及・拡大の推進に必要な環境整備や人材育成等の充実を図るため、次の取組を行うものとする。

ア 企画委員会の開催

施設園芸に関する有識者や業界関係者等による企画委員会を開催し、植物工場

等の高度な施設園芸の普及・拡大に向けて必要な取組を検討する。

イ 普及推進協議会の開催

植物工場等に係る事業者、研究者、実需者等の幅広い関係者による情報・意見交換等を行う協議会を開催する。

ウ 全国実態・優良事例調査の実施

全国における植物工場等の優良事例等について調査・分析を実施する。

エ 消費者セミナーの開催

消費者に対して植物工場等の高度な施設園芸や、植物工場等で生産された農産物の特徴を正確に伝え、理解醸成を図るためのセミナー等を開催する。

オ メリット情報の提供方法の検討

植物工場等で生産された農産物が持つ栄養成分や機能性成分、エネルギー収支等から見た植物工場等の環境負荷に係る調査・分析を行うとともに、これにより得られたメリット情報の提供方法を検討する。

カ 実需者とのマッチングの実施

植物工場等で生産された農産物の特徴を活かし、外食・中食等を含めた販路拡大を図るために実需者と生産者のマッチングを実施する。

キ 施設、資材等標準化検討専門委員会の開催

施設等の低コスト化と戦略的な普及を図るため、施設・資材や装置等の標準化を推進する施設、資材等標準化検討専門委員会を開催する。

ク 施設、資材等市場調査、戦略検討の実施

植物工場等の施設園芸に係る海外市場の実態を調査し、植物工場等の施設・資材や農産物の海外展開を含めた市場拡大の戦略を検討する。

ケ 人材育成プログラムの検討

植物工場等において適切な栽培管理や経営等を行う人材を育成するためのカリキュラム等の検討を行う。

コ 研修用教材の作成

植物工場等において適切な栽培管理や経営等を行う人材の育成に必要な研修用教材の検討・作成を行う。

4 みつばち安定確保支援事業

みつばちの安定的な増殖及び供給を図るとともに、園芸農家における花粉交配用みつばちの適正な管理についての知識の普及を図るため、以下の取組を行うものとする。

(1) 事業運営委員会の開催

養蜂農家、園芸農家等からなる事業運営委員会を開催し、(2)及び(3)の取組の推進方策の検討等を行う。

(2) みつばち安定増殖対策

女王蜂生産や地域の生産物に応じた花粉交配用みつばちの利用法に関する技術的マニュアルの作成・配布のため、次の取組を実施する。

ア マニュアル作成会議の開催

女王蜂生産や地域の生産物に応じた花粉交配用みつばちの利用法に関する技術的マニュアルの内容、構成等について検討及び作成を行うマニュアル作成会議を

開催する。

イ マニュアル作成のための放飼・管理の実践

マニュアル作成に必要なデータを収集するための養蜂農家及び園芸農家におけるみつばちの放飼・管理の実践を行う。

(3) みつばち用新薬実用化推進

みつばちの増殖・維持のため、国内外で承認されている薬剤のみつばち用動物用医薬品としての承認申請を促進するため、次の取組を実施する。

ア 新薬実用化検討会議の開催

承認申請を行うみつばち用薬剤の検討及び情報収集のための新薬実用化検討会議を開催する。

イ 新薬実用化データ収集の実施

みつばち用薬剤の承認申請に必要なデータ収集（臨床試験）を行う。

5 国産花き等生販連携体制構築事業

(1) 花き商品情報提供強化事業

消費者の関心が高く国産花きの強みである、「日持ちの良さ」や品質の高さ、生産者のこだわり等の商品情報を消費者に届ける取組の実証を行い、その問題点を洗い出し、花き商品の情報提供を強化するためのマニュアルを作成するとともに、産地情報を検索しやすくするため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

生産から販売に至るまでの情報提供に係る問題点の抽出、ウの（ア）の実施グループの選定、マニュアル作成等のため、生産者、卸売業者、小売業者、消費者等で構成された検討会を開催する。

イ 調査の実施

アの検討会に必要な情報を収集するための実態調査及び文献調査を実施する。

ウ 花き関係者ネットワーク構築活動の実施

(ア) 生産者、卸売業者、小売業者等からなるグループが、生産から販売に至るまでの情報提供に不可欠な生産・流通・販売の連携を強化するための連絡会議を開催する。

(イ) (ア)の連絡会議で必要な情報の実態調査及び文献調査を実施する。

(ウ) 消費者への情報提供に必要な商品ラベル、パンフレット等の作成を行う。

エ 産地紹介ネットライブラリーの整備の実施

(ア) 各産地の産地情報を消費者・小売店等が活用しやすくするための産地紹介ホームページを整備するとともに産地情報の収集・発信等を行う。

(イ) 花き生産分野の技術及び経営に優れた生産者の顕彰を行い、他の生産者に紹介する。

(2) 花き日持ち保証販売実証事業

各種アンケートによって消費者のニーズが最も高いことが確認されている「日持ちの良さ」を具体的に消費者に示す販売方法についての実証を行い、その問題点を洗い出し、日持ち保証販売を推進するマニュアルを作成するため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

日持ち保証販売の実証試験の企画、日持ち保証販売に係る問題点等の抽出、イの（ア）の実証グループの選定、マニュアルの作成等を検討するため、生産者、卸売業者、小売業者、学識経験者等で構成された検討会を開催する。

イ 販売実証

（ア）生産者、卸売業者、小売業者等からなる実証グループによる、日持ち保証販売の実施に必要な、日持ち試験、産地から小売までの温度測定、花きの状況観察等の試験を実施する。

（イ）実証グループが日持ち保証販売を実施する上で必要な会議を開催する。

（ウ）日持ち保証販売実証に必要な商品ラベル、パンフレット等の作成を行う。

ウ 調査、試験の実施

（ア）イを実施する小売店において、日持ち保証販売の販売効果や消費者の反応、消費者が実際に購入した商品の日持ち日数の追跡等の調査を実施する。

（イ）アの検討会に必要な情報を収集するための実態調査、文献調査、試験を実施する。

(3) い業・豊業者等提携システム構築支援事業

特定のいぐさ・豊表生産者と豊製造業者その他の事業者とが提携して、国産豊表の特徴を活かした、消費者に評価してもらえる新たな国産豊表、い・豊製品の開発・生産・販売を共同で行う仕組み（以下「い業・豊業者等提携システム」という。）を構築し、いぐさ産地を持続的に発展させるため、次の取組を実施するものとする。

ア い業・豊業者等提携システムの構築支援に係る推進委員会の設置・運営

いぐさ・豊表生産者、流通業者、豊事業者、住宅建築関係者その他本事業の推進に必要な有識者で構成される推進委員会を設置し、事業の進め方、新たな国産豊表・豊製品に求められる機能性や付加価値づくりに関するコンセプト等の検討、い業・豊業者等提携システムの実証結果の集約及び今後のい業・豊業者等提携システムの構築を推進するための具体的方策の取りまとめ・発信等を行う。

イ 川上・川下事業者間のコーディネート

（ア）コーディネートに必要な情報の収集・提供

いぐさ・豊表生産者、流通業者、豊製造業者、住宅メーカーその他の関係業者（以下「川上・川下事業者」という。）間のコーディネートに必要となる以下の情報を収集・提供する。

a い業・豊業者等提携システムに関心を有する生産者、事業者の意識や意向に関する事項及び当該生産者、事業者のリスト

b 新たな国産豊表、い・豊製品に求められる機能性や付加価値に関するニーズ

c 新製品・新技術に関する情報

d その他コーディネート活動に必要な情報

（イ）情報交換会の開催

い業・豊業者等提携システムに関心を有する生産者、事業者を対象とした情

報交換会を開催する。

(ウ) コーディネーターの派遣

い業・豊業者等提携システムへの参加を考えている川上・川下事業者のマッチング、相談及び助言等を行う専門家を派遣する。

ウ 提携システムの構築に向けた支援活動

(ア) 新たな製品・豊表等市場動向調査

新たな製品・豊表を含めていぐさ・豊表の需給動向を調査・分析し、川上・川下事業者に提供する。

(イ) 新たな国産豊表、い・豊製品のサンプル品の試作・展示

い業・豊業者等提携システムの構築を促すため、川上・川下事業者による製品開発等の取組の参考として、事業実施主体自らが新たな国産豊表、い・豊製品を試作・展示する。

(ウ) 新型ハーベスタの開発

国産いぐさ新品種に適合しうる新型ハーベスタを開発する。

エ い業・豊業者等提携システムの実証

い業・豊業者等提携システムづくりに先導的に取り組むグループを募集・選定し、い業・豊業者等提携システムの実証を行う。この場合、当該グループに対し、第8の6の(3)のウの(ウ)及び(エ)に基づき、実証に要する費用を支払うものとする。

6 いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業

(1) 経営所得安定化対策事業

国産豊表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ・豊表生産者に対し、国産豊表の価格が下落した際に豊表の市場価格の下落状況に応じて、経営安定のための一定額の助成金を交付する。

(2) 経営所得安定化対策推進事業

(1)の事業の推進に必要な事業推進会議や関係者への説明会等の開催、現地指導、豊表の売買実績の確認、いぐさ・豊表等の需給動向に係る情報の収集及び分析その他の必要な事業を行う。

7 花き産業活性化事業

(1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業

花きの消費を促すため、花きが人体や人間の活動に与える効用に関して消費者に提供すべき情報等を収集・検証し、その普及を図るため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効率的な実施を図るため、学識経験者、花き業界関係者、マーケティング関係者等で構成する検討会を開催する。

イ 消費者の求める情報の把握

(ア) 花きの特性や取扱方法に関して消費者が求める情報を把握し、消費者に提供すべき情報を収集するため、調査を実施する。

(イ) (ア)の調査実施にあたっては、アの検討会において、調査を行う地域及び

人数、質問内容、調査方法等を検討するものとする。

ウ 文献等による消費者の関心が高い情報の収集

(ア) 研究論文、文献等を通じて、花きの消費拡大に結び付くような試験研究の成果、消費者が花きに親しむ上で役立つ管理方法や花きの効用等の情報を収集する。

(イ) (ア) の情報収集を行うに当たっては、学識経験者等の専門知識を有する者で構成する作業グループにおいて、情報の収集及び検証を行うものとする。

エ 花きに関する正しい知識の発信

(ア) イ及びウで得られた情報について、花きの需要拡大につながる正しい知識として整理し、オフィスや商業施設、医療・福祉施設等に贈答または装飾等で利用されている花きに関する管理・取扱方法や花きの効用がもたらす効果等のリーフレットを作成して、小売店等に配布するとともに、当該事業で収集・整理した情報及び小売店等で利用できるツールを盛り込んだホームページを作成し、公開・運営する。

(イ) (ア) の整理に当たっては、アの検討会において、ホームページの内容及び構成、リーフレットの内容、配布先及び発行部数を検討するものとする。

(2) 花育活動推進事業

子供が花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」の活動実践者を育成するため、活動に必要なツールの開発、研修会の開催等を行い、花育活動の全体的なレベルアップを図るため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効率的な実施を図るため、学識経験者、花き業界関係者、教育関係者、花育活動実施者等で構成する検討会を開催する。併せて、イ及びウの実施を通じて、花育を行う上での課題の整理をする。

イ 中学生向け副読本及び実践事例集の作成・普及

(ア) 主に中学生を対象にした副読本（指導案を含む。）及び小中学校の教員等が授業等に花育を導入する際に参考とするための実践事例集を作成して配布するとともに、当該副読本等の内容を盛り込んだホームページを作成し、公開・運営する。

(イ) (ア) の副読本等の作成に当たっては、アの検討会において、当該副読本等の内容、構成及び配布先等、ホームページの内容及び構成等を検討するものとする。

ウ 花育活動実践者を対象とした研修会の開催

(ア) 花育活動実践者の能力向上を図るための研修会を開催する。

(イ) (ア) の研修会の開催に当たっては、アの検討会において、研修会を実施する地域、研修の内容等を検討するものとする。

8 普及活動情報基盤整備事業

(1) 普及情報ネットワークシステムの整備運営

普及組織等に対する全国情報の提供により、普及活動の効率化に資するため、イ

ンターネット上において国、都道府県、普及指導センター等を結ぶ普及情報ネットワークシステムを企画運営する体制の整備、普及情報等のデータベースの構築・提供、外部データベースの活用等による普及組織・農業者等に対する情報の収集・提供、情報システムのメンテナンス等普及情報ネットワークシステムの整備・運営を行うものとする。

(2) 広域連携・活動支援システムの構築

普及指導員等の専門分野や過去の実績等を普及情報ネットワークシステム上に登録するとともに、分野毎に優れた知識と経験を有する者を集めて支援チームを組織し、ネットワークシステムを通じて各地の普及指導センターの活動等に助言可能な仕組みの構築・運営及びそのための検討会の開催を行うものとする。

また、現場段階の対応が必要な課題については、支援チームのメンバーが現地に出向いて実態を分析し、現場の普及指導員等に対する助言等の支援活動を行うものとする。

9 革新的農業技術習得支援事業

大学・試験研究機関等で開発された革新的な農業技術のうち、産地の農業収益の向上に資することが期待される新技術を産地指導の中核となる普及指導員等の技術指導者に習得させるため、以下の取組を実施するものとする。

(1) 研修ニーズ調査等の実施

現場における技術的課題に基づく研修ニーズやそのニーズに対応する研究開発動向等を把握するための調査を行い、より効果的な研修内容や方法等を検討し、公表を行う。

ア 研修ニーズ等検討会の開催

農業技術に関する有識者等による検討会を開催し、研修ニーズ調査及び技術シーズの調査に関する企画検討、研修課題の決定等を行う。

イ 研修ニーズ調査等の実施

(ア) 研修ニーズの調査

生産現場における技術的課題に基づき、習得が求められる革新的な新技術等を把握するための調査を行う。

(イ) 技術シーズの調査

最新の農業技術のうち、生産現場の課題解決又は農業経営の革新に効果があると求められる技術についてリストアップを行う。

ウ 効果的な研修課題についての報告書作成

(ア) 研修課題についての報告書作成

研修ニーズ等検討会で決定した事項について、報告書として取りまとめる。

(イ) 調査結果の公表

(ア)により作成した報告書については、事業実施主体のホームページ等により公表を行う。

(2) 革新的農業技術に関する研修

以下の内容について、別に定める研修課題についての研修を実施する。

ア 革新的な新技術の習得

革新的な農業新技術のうち産地の農業収益の向上に資することが期待される新技術について、地域での組み立て実証に資する実践的な研修を実施する。

イ 最先端の分析技術の習得

最先端の分析技術について、技術指導者が行う指導の高度化に資する実践的な研修を実施する。

ウ 民間の先導的な技術の習得

民間が開発した先導的な技術について、生産現場への普及に資する実践的な研修を実施する。

10 ニュービジネス育成・強化支援事業

Iの(IV)の4の第4の1の(3)で定める中間事業者の育成・確保を図り、国産原材料の安定供給体制を確立するため、野菜及び茶を対象として次の取組を行うことができるものとする。

(1) ニュービジネス育成・強化に係る全国団体等の運営

(2) 中間事業者の経営発展の支援に関する事業

ア 経営発展のための研究会の開催

イ 産地との連携強化及び販路開拓に向けた支援

(3) 安定供給体制の確立に関する事業

ア 生産技術等の普及推進

イ 安定供給体制の整備

ウ 産地間連携の推進

(4) 情報発信に関する事業

ア 国内外の先進事例の情報収集・普及

イ 情報の共有化の推進

11 乳業再編整備促進事業

国における乳業再編整備又は集送乳の効率化に向けた取組を着実に推進する取組及び地区推進事業の取組に資するもので、次のとおりとする。

(1) 乳業の再編整備の実施に関する取組

全国又は、広域的地域における乳業関係者間の連携体制の構築、乳業再編整備の推進を図るための次に掲げる取組を行うものとする。

ア 全国等における乳業の合理化方針の策定

地域における乳業の再編の方向性等を定めた乳業再編全国ビジョン、及び広域的地域における乳業の再編の方向性等を定めたブロック乳業再編ビジョン等の策定を行うために、策定委員会等の開催、乳業等の現状調査の実施及び調査結果の分析等の取組。

イ 全国ビジョン等の具体化の調整、普及等

(ア)で策定した乳業再編全国ビジョンを具体化するために、酪農、乳業関係団体間の調整、普及・啓発、指導等の取組

(2) 再編合理化工場等への経営指導等

乳業工場の再編合理化を実施する際の参考となる経営分析、経営シミュレーション等の実施、事業の実施における調整事項等の指導等の取組を実施するものとする。

第7 補助対象経費

補助対象経費は、各事業ごとに直接要する別紙の経費（ただし、専門員等設置費は第6の10の事業に限る。）であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

1 農業生産工程管理体制構築事業

- (1) 協議会開催に係る経費であって、謝金、旅費、会場借料等とする。
- (2) 調査・資料の購入・分析に係る経費であって、謝金、旅費、通信運搬費、資料購入費、役務費等とする。
- (3) データベース作成に係る経費であって、役務費等とする。

2 地産地消普及拡大事業

- (1) 企画検討委員会開催に係る経費であって、謝金、旅費、会場借料等とする。
- (2) 事例調査・提供
 - ア 優良事例等の調査・分析に係る経費であって、謝金、旅費、印刷製本費等とする。
 - イ 成果検討会等普及活動に係る経費であって、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費等とする。
- (3) 人材育成・派遣
 - ア 講習会の開催に係る経費であって、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費等とする。
 - イ 成果検討会や優良コーディネーターの現地への派遣等普及活動等に係る経費であって、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費等とする。
 - ウ 普及啓発資料作成に係る経費であって、謝金、印刷製本費等とする。

3 高度環境制御施設普及・拡大事業

- (1) モデルハウス型拠点推進事業
 - ア 運営・評価検討会等に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。
 - イ 拠点施設の運営管理等に係る経費であって、賃金、委託費等とする。
 - ウ 研修・普及展示等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金等とする。
- (2) 環境整備・人材育成事業
 - ア 委員会・協議会等に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。
 - イ 調査等に係る経費であって、旅費、謝金、賃金、委託費等とする。
 - ウ セミナー等の開催に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等とする。
 - エ 実績報告書等の作成に係る経費であって、事業費、謝金、賃金等とする。

4 みつばち安定確保支援事業

- (1) 会議開催に係る経費であって、会場借料、委員旅費等とする。
- (2) マニュアル作成に係る経費であって、印刷費等とする。

(3) みつばち導入実践に係る経費であって、みつばち導入経費等とする。

(4) みつばち用薬剤の承認申請に必要なデータ収集に係る経費であって、試験検査費等とする。

5 国産花き等生販連携体制構築事業

(1) 花き商品情報提供強化事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 調査の実施に係る経費であって、通信運搬費、調査旅費、調査員の賃金等とする。

ウ ネットワーク構築に係る経費であって、会場借料、飲食費、通信運搬費、調査旅費、調査員の賃金、パンフレット印刷費等とする。ただし、自ら配布、商品に添付、店頭で掲示する等のために製作する商品ラベル、パンフレット等の印刷費以外の広告に係る役務費、委託費を除く。

エ ネットライブラリーの整備に係る経費であって、システム作成委託費、通信運搬費等とする。

(2) 花き日持ち保証販売実証事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 販売実証に係る経費であって、会場借料、飲食費、通信運搬費、調査員の賃金、調査旅費、日持ち試験の委託費、パンフレット等の印刷費等とする。ただし、以下に該当するものは除く。

(ア) 実証に必要となる対象物の購入費、梱包に係る原材料費、輸送に係る通信運搬費

(イ) 自ら配布、商品に添付、店頭で掲示する等のために製作する商品ラベル、パンフレット等の印刷費以外の広告に係る役務費、委託費

(ウ) 会議の開催、試験以外に係る賃金

ウ 調査、試験の実施に係る経費であって、調査員の賃金、調査旅費、通信運搬費等とする。

(3) い業・豊業者等提携システム構築支援事業

ア 推進委員会に係る経費であって、旅費、謝金、雑役務費、会場借料、印刷製本費、消耗品費及び通信運搬費とする。

イ 川上・川下事業者間のコーディネートに係る経費

(ア) 情報収集・提供に係る経費であって、旅費、賃金、雑役務費、消耗品費及び委託費とする。

(イ) 情報交換会に係る経費であって、旅費、謝金、雑役務費、会場借料、印刷製本費、消耗品費及び通信運搬費とする。

(ウ) コーディネーターの派遣に係る経費であって、旅費、謝金及び雑役務費とする。

ウ 提携システムの構築に向けた支援活動に係る経費

(ア) 新たな製品・豊表等市場動向調査に係る経費であって、旅費、謝金、印刷

製本費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費及び委託費とする。

(イ) 新たな国産畳表、い・畳製品のサンプル品の試作・展示に係る経費であって、役務費、雑役務費、原材料費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費及び賃金とする。

(ウ) 新型ハーベスタ開発に係る経費であって、役務費、雑役務費及び委託費とする。

エ 提携システムの実証に係る経費のうち、事業実施基準で定める取組ごとの経費であって、旅費、謝金、備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、消耗品費、原材料費、賃金、役務費及び雑役務費とする。

6 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

(1) 経営所得安定化対策事業

生産者に交付される助成金の4分の3に相当する金額を限度とする。

(2) 経営所得安定化対策推進事業

事業の実施に必要なして不可欠な旅費、賃金及び雑役務費等とする。

7 花き産業活性化事業

(1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 調査の実施に係る経費であって、通信運搬費、印刷製本費、謝金、調査旅費、調査員の賃金等とする。

ウ 文献調査の実施に係る経費であって、資料購入費、調査旅費、調査員の賃金等とする。

エ 情報発信に係る経費であって、賃金、ホームページ及びリーフレット作成委託費、通信運搬費等とする。

(2) 花育活動推進事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費、会場借料、飲食費等とする。

イ 副読本等の作成に係る経費であって、通信運搬費、賃金、副読本等の作成委託費、副読本等の印刷費等とする。

ウ 研修会の実施に係る経費であって、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、謝金、賃金等とする。

8 普及活動情報基盤整備事業

(1) 普及情報ネットワークシステムの整備・運営に係る経費であって、企画・運営に係る専門員等設置費、システム整備運営及びデータベース構築に係る賃金、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等とする。

(2) 普及指導員の広域的な連携・活動支援システムの構築に係る経費であって、普及指導センターの活動等に助言可能な仕組みの構築・運営に係る専門員等設置費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等とする。

9 革新的農業技術習得支援事業

(1) 研修ニーズ調査等の実施

- ア 研修ニーズ等検討会の開催に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。
- イ 研修ニーズ調査等の実施に係る経費であって、事業費、賃金、雑役務費等とする。
- ウ 研修課題についての報告書作成等に係る経費であって、事業費、旅費、賃金、雑役務費等とする。

(2) 革新的農業技術に関する研修

- ア 革新的な新技術の習得のための研修実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。
- イ 最先端の分析技術の習得のための研修実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。
- ウ 民間の先導的な技術の習得のための研修実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、雑役務費等とする。

10 ニュービジネス育成・強化支援事業

- (1) 協議会、検討委員会等の開催に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、雑役務費等とする。
- (2) 研究会、交流会、研修等の開催に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、役務費、雑役務費等とする。
- (3) 実証、調査等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

11 乳業再編整備促進事業

- (1) 協議会、検討委員会等の開催に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、雑役務費等とする。
- (2) 経営指導等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

第8 全国推進事業の実施基準

全国推進事業の実施基準は次に掲げるものとする

1 各事業共通

- (1) 次の取組は、国の助成の対象としない。
 - ア 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組
 - イ その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

(2) 成果の普及

- ア 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、地区推進の取組に情報・技術の提供をするものとする。
- イ 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

2 農業生産工程管理体制構築事業

- (1) 第6の2の(1)から(3)までの全てを実施するものとする。
- (2) データベースの構築に必要な調査は、GAPガイドラインに則したGAPの導入産地に対するアンケート調査、対面調査を含み、地域・品目やGAPの策定主体に偏りのない調査設計とするものとする。
- (3) データベースは一般に公開するものとする。
- (4) データベースは様々な地域・作目・経営状態にある産地・生産者にそれぞれ役立つ内容とし、利用者が使いやすいよう作成するものとする。
- (5) データベースの作成に当たっては、全国で、様々な取組主体からGAPに関する情報と生産現場のニーズを幅広く把握するとともに、研究機関との連携等、データベースの内容について科学的な観点から評価が可能な体制を構築するものとする。
- (6) データベースの周知に努めるものとする。

3 地産地消費普及拡大事業

第6の3の(1)から(3)までのすべてを実施するものとする。

4 みつばち安定確保支援事業

第6の5の(3)で得た成果については、動物用医薬品の製造販売の承認申請を行う者に提供するものとする。

5 国産花き等生販連携体制構築

(1) 花き商品情報提供強化事業

ア 第6の6の(1)のアの検討会は、必ず実施しなければならないものとする。

イ 第6の6の(1)のアの検討会には、成果を普及するための会議も含めるものとする。

(2) 花き日持ち保証販売実証事業

ア 第6の6の(2)のイの(ウ)及びウの(イ)以外の取組については、必ず実施しなければならないものとする。

イ 第6の6の(2)のアの検討会には、成果を普及するための会議も含めるものとする。

(3) い業・豊業者等提携システム構築支援事業

ア 川上・川下事業者間のコーディネート

第6の6の(3)のイのコーディネーターについては、い業・豊業をはじめ住宅産業や新製品開発等に精通した者で、コーディネートに優れた能力を有する者とし、当該コーディネーターの派遣に必要な謝金及び旅費を支出することができる。

イ 提携システムの構築に向けた支援活動

(ア) 調査機関等への委託

第6の6の(3)ウの支援活動については、適切な調査機関又は農機具会社等に委託することができる。

(イ) 特許権等の帰属

(ア)の委託に係る支援活動の成果に関する特許権等は、事業実施主体が受託者から承継するものとする。

ただし、生産局長の承認を得た場合は、事業実施主体は、特許権等を受託者

から承継しないことができるものとする。

(ウ) 収益納付

a 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、別記様式5号により補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

b 生産局長は、aの報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

(a) 補助事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

(b) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

c 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

ウ 提携システムの実証

(ア) グループの選定

第6の6の(3)のエの提携システムの先導的グループは、以下により審査の上、選定する。

a 流通業者、畳製造業者、住宅メーカー等のうち1以上の事業者及びいぐさ・畳表生産者で構成されたグループであること

b 提携に参加する川上・川下事業者等(以下「構成員」という。)の連携体制が明確であり、グループの会計規程等が整備されていること

c グループの代表者、構成員及びその役割分担、事業活動、適正な収益配分方法等に関して規約又は契約書が策定されていること

d 当該グループにおいて、いぐさ・畳表生産者に対し一定の水準以上の原料代が保証され、かつ構成員全体の持続的な事業展開が可能になることが見込まれるシステムであること

(イ) 新たな国産畳表、い・畳製品の原料

第6の6の(3)のエにおいて先導的グループが共同で開発・生産・販売を行う新たな国産畳表、い・畳製品は、国産いぐさ(七島いを含む。以下同じ。)及び国産いぐさを原料とした畳表を使用したものに限る。

(ウ) 取組内容・対象経費

提携システムの実証において、先導的グループは、次の表の左欄に掲げる取組を行うことができるものとし、事業実施主体は、同表の右欄に掲げる経費を対象に実証に要する費用を支払うことができる。

取組	経費
川上・川下事業者共通の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・提携システム等先行事例視察研修 ・新製品の企画開発・改良 ・試作品の作成 ・試作品のモニター評価 	旅費 旅費、役務費、原材料費、雑役務費 役務費、原材料費 謝金、雑役務費、印刷製本費
いぐさ・畳表生産者の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・いぐさ優良新品種苗の増殖 ・いぐさ優良新品種栽培技術の改善・平準化 ・畳表等の高品質化に必要な資材の導入 ・生産履歴用QRコード印刷挿入器等高品質化・ブランド化機器の導入・改良 ・高品質化のための原料選別の徹底 	原材料費、借上費（ほ場） 原材料費、借上費（ほ場）、消耗品費 原材料費 借上費、備品費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）、役務費、原材料費、雑役務費 原材料費
川上・川下事業者のうちいぐさ・畳表生産者以外の事業者の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・高品質畳・い製品製造加工技術の改良 ・販売促進対策資料等の作成配布 ・新製品展示会等の企画・実施 	役務費、原材料費、消耗品費、雑役務費 印刷製本費、消耗品費 会場借料、通信運搬費、賃金、雑役務費

(エ) 実証費用の限度額

ウにより先導的グループごとに支払う実証に要する費用は、1千万円を上限として、定額により支払う。

また、全先導的グループに対して支払う実証費用の総額は、3千万円を上限とする。

(オ) 業務方法書

提携システムの実証に係る経費の支払い方法等については、別に業務方法書を定め、あらかじめ生産局長の承認を得るものとする。

業務方法書には、以下の事項を定めるものとする。

- a 実証事業の事業計画の承認に関すること
- b 実証事業の実施及び経費の支払いに関すること
- c 実績報告に関すること
- d その他必要な事項

6 いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業

(1) 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成25年度までとする。

(2) 事業年度

本事業は、次に掲げる事業年度に区分し実施するものとする。

- ア 平成23事業年度 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- イ 平成24事業年度 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- ウ 平成25事業年度 平成25年4月1日から平成25年6月30日まで

(3) 事業実施単位

本事業の実施単位は、都道府県単位とする。

(4) 経営所得安定化対策事業の実施方法

ア 銘柄の指定

事業実施主体は、経営所得安定化対策事業の対象となる銘柄を、次の表に掲げる豊表の原料いぐさ品種を用いたものの中から三銘柄を限度として指定するものとする。

都道府県	品種
福岡	筑後みどり
熊本	ひのみどり、夕凧、ひのはるか

イ 助成金の交付対象者

助成金の交付対象者は、以下に掲げる全ての要件を満たすいぐさ・豊表生産者とする。

- (ア) いぐさ・豊表産地の構造改革の推進について（平成17年4月27日付け16生産第8394号農林水産省生産局長通知）第3の規定に基づき、今後の産地の構造改革の方向性を明示したいぐさ・豊表構造調整計画を作成している県内の生産者であること。
- (イ) 農家所得の5割以上が農業所得であって、自営農業従事日数が年間60日以上である世帯員がいる生産者であること。
- (ウ) 当該生産者のいぐさ作付面積全体に占める、事業実施主体がアにより指定し

た銘柄（以下「指定銘柄」という。）に係る畳表の原料いぐさ品種の作付面積の割合（以下「銘柄品種作付面積割合」という。）が、平成22年産において原則として5割以上であって、平成26年産までに銘柄品種作付面積割合を1割以上増加させる計画を定めている生産者であること。

ただし、やむを得ない理由により、銘柄品種作付面積割合が5割を下回っている生産者にあつては、平成26年産までにこれを6割以上とする計画を定めている場合は、交付対象者に含めることができるものとする。また、平成22年産の銘柄品種作付面積割合が既に9割を超えている生産者は、平成26年産までにこれを10割とする計画を定めている生産者であることとする。

(エ) QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷に取り組んでいる又は今後取り組むための計画を定めている生産者であること。

(オ) オの（ア）及び（イ）の契約を締結し、カの拠出金を納付している生産者であること。

ウ 助成金の交付対象畳表

(ア) 助成金の交付対象とする畳表は、指定銘柄にあつては、110センチメートル以上の長さで選別されたいぐさにより製織されたもの、指定銘柄以外の一般品にあつては、97センチメートル以上の長さで選別されたいぐさにより製織されたものであつて、次に掲げるいずれかの取引により売買されるものとする。

a せり売又は入札によって公正な取引及び価格形成を行うことが定款、規程等に明記され、畳表について1年以上の取引実績があり、事業実施主体の求めに応じ、本事業の適正な実施に必要な限りにおいて売渡しの時期、数量及び価格等に関する情報の提供を行うことが可能な産地卸売市場における取引

b 取引価格がaにおける売渡しの価格に連動して決定されることが、対象畳表の取扱要領又は売買契約書等の書面において明記され、事業実施主体の求めに応じ、本事業の適正な実施に必要な限りにおいて売渡しの時期、数量及び価格等に関する情報の提供を行うことが可能な取引

(イ) 助成金の交付対象とする畳表は、当該事業年度内に売買されたものに限るものとする。

エ 助成基準価格等の算定

事業実施主体は、あらかじめ、次に掲げる助成基準価格、最低基準価格、助成基準価格帯、助成金の単価及び生産者拠出金の単価（以下「助成基準価格等」という。）を、各指定銘柄及び一般品の別に算定し、これを公表するものとする。

助成基準価格等の算出については、ウの（ア）の a の産地卸売市場のうち平成15年1月以前から取引が継続されており、少なくとも平成25事業年度までは取引が継続されることが見込まれる産地を代表する市場（以下「産地代表市場」という。）における価格を用いて行うものとする。

(ア) 助成基準価格

a 事業実施主体は、畳表価格が下落した場合に、助成金を交付する基準となる価格として、助成基準価格を定めるものとする。

b 助成基準価格は、平成15い業年度（当該年の7月から翌年6月までをいう）

以下同じ。) から平成19い業年度までの各年度における畳表の平均価格にいくさ・畳表構造改革緊急支援事業実施要領(平成14年3月14日付け13生産第9787号農林水産省生産局長通知)第5の10の規定に基づき交付された助成金の単価を加えた額を単純平均した価格とする。

(イ) 最低基準価格

a 事業実施主体は、助成基準価格帯を設けるため、最低基準価格を定めるものとする。

b 最低基準価格は、助成基準価格に100分の74を乗じて得た価格とする。

(ウ) 助成基準価格帯

a 事業実施主体は、畳表価格の下落の程度に応じて、定額の助成金を交付するための助成基準価格帯を定めるものとする。

b 助成基準価格帯は、助成基準価格と最低基準価格との差額に4分の1を乗じた額を、助成基準価格から順次差し引き4区分を設けるとともに、最低基準価格以下の区分を1として加え、都合5区分とする。

(エ) 助成金の単価

助成基準価格帯ごとの助成金の単価は、助成基準価格と当該助成基準価格帯の最高額との差額に、指定銘柄にあっては10分の8、一般品にあっては10分の6を乗じた額を限度とする。

(オ) 生産者拠出金の単価

事業実施主体は、最低基準価格以下の区分の助成基準価格帯における助成金の単価に4分の1を乗じた額を生産者拠出金の単価として定めるものとする。

オ 加入契約及び数量契約

(ア) 事業実施主体は、イの要件を満たす生産者との間で、別記1により本事業に加入するための契約(以下「加入契約」という。)を締結するものとする。

なお、加入契約を締結した生産者(以下「加入契約者」という。)より解約の申出がない限り、加入契約は本事業の実施期間中において有効とする。

(イ) 事業実施主体は、加入契約者との間で、毎年、事業の開始までに、別記2により助成金の交付対象となる畳表の数量(以下「契約数量」という。)について契約を締結するものとする。

(ウ) 国は、契約数量に限度を設けることができるものとする。

カ 資金の造成

(ア) 事業実施主体は、助成金の交付に充てるため、事業年度ごとに、加入契約者ごとの拠出金を算定し、所定の期日までに拠出させ資金を造成するものとする。また、事業実施主体は、当該資金を他の経理と区分して管理し、加入契約者ごとに整理するものとする。なお、拠出期限や拠出方法その他必要な事項は、あらかじめ業務方法書に定め、生産局長の承認を得るものとする。

(イ) 加入契約者の拠出金は、指定銘柄及び一般品の別にエの(オ)の生産者拠出金の単価に、オの(イ)の契約数量を乗じた金額とする。

キ 助成金の交付

(ア) 事業実施主体は、指定銘柄及び一般品の別に当該事業年度に売買された畳表

の平均取引価格が助成基準価格を下回った場合に、助成金を交付するものとする。

(イ) (ア) の畳表の平均取引価格は、指定銘柄及び一般品の別に、産地代表市場において売買された畳表の価格の加重平均値とする。

(ウ) 加入契約者ごとの助成金額は、指定銘柄及び一般品の別に定めた助成基準価格帯のうち、(ア) の平均取引価格を含む助成基準価格帯の助成金の単価に、当該加入契約者の契約数量又は売買数量のいずれか少ない数量を乗じた額を限度とする。

ただし、加入契約者ごとの助成金額の4分の1以上は、当該加入契約者の抛出金によるものとする。

(エ) (ウ) により算出した助成金の所要総額に4分の3を乗じて得た額が経営所得安定化対策事業費として承認された国庫補助金の額を上回る場合には、事業実施主体は、当該国庫補助金の額を限度として、助成金の単価を見直した上で、加入契約者に対して助成金額を通知し、助成金を交付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、助成金の支払い方法等について、あらかじめ業務方法書に定め、生産局長の承認を得るものとする。

(カ) 事業実施主体は、助成金の交付に当たって、あらかじめ指定銘柄及び一般品の別に売買の実績を確認するため、加入契約者に別記3により、売買実績報告書を提出させるものとする。

(キ) 事業実施主体は、加入契約者が故意又は重大な過失により加入契約又は事業実施主体が定める業務方法書の規定に違反した場合には、当該加入契約者に対し、助成金を交付せず又は返還させなければならない。

ク 端数処理

(ア) エの(ア)の助成基準価格の算定の基礎となる平成15い業年度から平成19い業年度までの各年度における当該年産価格を平均した価格の算出に当たっては、1円未満の端数は四捨五入するものとする。

(イ) エの(ア)の助成基準価格、エの(イ)の最低基準価格、エの(ウ)の助成基準価格帯及びキの(イ)の平均取引価格の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(ウ) エの(エ)の助成金の単価及びエの(オ)の生産者抛出金の単価の算出に当たっては、小数点以下一位未満の端数は四捨五入するものとする。

(エ) オの(イ)の契約数量は10枚を単位とする。

(オ) キの(ウ)の売買数量は10枚を単位とし、10枚未満は切り捨てるものとする。

(カ) キの(ウ)及び(エ)の加入契約者ごとの助成金額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

ケ 業務方法書

事業実施主体は、本事業を実施するため、次に掲げる事項を記載した業務方法書を作成し生産局長の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

(ア) 産地卸売市場及び産地代表市場に関すること

- (イ) 加入契約及び数量契約に関すること
- (ウ) 加入契約者の拠出金に関すること
- (エ) 資金の管理に関すること
- (オ) 助成金の交付に関すること
- (カ) 指定銘柄に関すること
- (キ) その他本事業に係る業務運営に必要なこと

7 花き産業活性化事業

- (1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業の実施に当たっては、第6の9の(1)のアからエまでの取組を全て行うこと。
- (2) 花育活動推進事業の実施に当たっては、第6の9の(2)のアからウまでの取組を全て行うこと。

8 普及活動情報基盤整備事業

事業実施主体は、本事業終了後も継続的な情報の収集・発信に努めるものとする。

9 革新的農業技術習得支援事業

- (1) 研修ニーズ調査等の実施にあたっては、第6の11の(1)のアからウまでのすべてを実施するものとする。
- (2) 第6の11の(2)の革新的農業技術の研修実施にあたっては、複数都道府県からの受講を前提としたカリキュラムとなるよう留意するとともに、講義、実習、討議等を必要に応じ組み合わせるものとする。

10 ニュービジネス育成・強化支援事業

- (1) ニュービジネス育成・強化に係る全国団体等の運営
ニュービジネス育成・強化支援事業の運営のための協議会等を開催できるものとする。
- (2) 中間事業者の経営発展の支援に関する事業
食品流通業者、食品製造業者等、学識経験者等で構成された検討委員会を開催し、中間事業者に対し、経営上における課題や解決手法に関する知識や情報の提供等を行うための研究会の開催、加工・業務用の生産者、中間事業者、食品製造業者等の連携強化及び販路開拓のための交流会等の開催等を実施できるものとする。
- (3) 安定供給体制の確立に関する事業
生産者、食品流通業者、食品製造業者等、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、加工・業務用の新品種及び新技術の導入、生産及び流通コスト低減等のための実証試験の実施とりまとめ及び普及推進、安定供給体制の整備のための産地間連携方策検討等を実施できるものとする。
- (4) 情報発信に関する事業
生産者、食品流通業者、食品製造業者等に対して加工・業務用国産原材料の生産・利用拡大に資するため、検討委員会を開催し、国内外の国産原材料の生産、流通についての先例事例等の調査・収集及び検討、情報提供、情報の共有化の検討等を実施できるものとする。

別紙

全国推進補助対象経費

全国推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	<p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<p>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費</p>	
	印刷製本費	<p>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</p>	
	資料購入費	<p>事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	<p>事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管理すること。

	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	助成費	<p>いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業に限る。</p> <p>いぐさ・豊表生産者の経営安定のために支払う助成金</p>	
旅費	委員旅費	<p>事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</p>	
	調査旅費	<p>事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費</p>	
謝金		<p>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金		<p>事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
専門員等設置費		<p>普及活動情報基盤整備事業に限る。</p> <p>普及活動情報基盤整備事業を実施するために直接必要な企画・運営、調査・分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うために配置する専門員、コンサルタント、システムエンジニア等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行って

		り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	もらう場合の費用を含む。
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金及び専門員等設置費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 支払が翌年度となる場合
 - (3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合